

平成28年7月21日（19：00～20：45）

1. 開会

2. 資料確認

3. 出席者紹介

和歌山市聴覚障害者協会 会長 福田 政和 様
和歌山市聴覚障害者協会 会計部長 櫻井 貴浩 様
和歌山手話通訳士協会 副会長 北川 美恵 様
和歌山手話通訳問題研究会 事務局長 松岡 敬周 様
和歌山県手話サークル連盟 事務局長 赤松 文子 様
和歌山市視覚障害者福祉協会 会長 畠中 常男 様
和歌山市視覚障害者福祉協会 副会長 北口 豊 様
点訳グループ「みちしるべ」 代表 上田 よし子 様
和歌山グループ声 会長 西山 基子 様
和歌山市肢体障害者協会 会長 阪本 勇 様
和歌山市障害児者父母の会 会長 岩橋 秀樹 様
特定非営利活動法人和歌山県自閉症協会和歌山市分会 会長 藤原 清治 様
特定非営利活動法人和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」 事務局員 塩谷 えう子 様
和歌山県中途失聴・難聴者協会 会長 南方 好治 様
和歌山県中途失聴・難聴者協会 事務局長 武田 冷子 様
特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会和歌山県支部 支部長 楠本 純 様
和歌山パソコン要約筆記Friends9 会長 中村 純子 様
特定非営利活動法人和歌山盲ろう者友の会 事務局長 瀬戸 節子 様
和歌山県立和歌山ろう学校 校長 島田 健司 様
和歌山県立和歌山盲学校 校長 坂口 勝弘 様
和歌山県立特別支援学校校長会 会長 太田 善孝 様
和歌山市教育委員会 学校教育課 学校教育課 専門教育監 三宅 秀夫 様
和歌山市 健康局 健康推進部 保健対策課 松岡 信一郎 様

4. 意見交換会の進行について

意見交換会の進行は、私、障害者支援課長の坂下が務めさせていただきます。本日の意見交換会が実り多いものとなりますようご協力よろしくお願ひします。

まず、条例の内容について説明します。

条例作成にあたりましては、皆様方のご協力いただき、事前ヒアリングを7回、意見交換会を4回行いました。皆様方に改めてお礼申し上げます。

さて、条例の内容について、まず、和歌山市障害者差別解消推進条例ですが、この条例は、障害者差別解消法とあいまって障害を理由とする差別化の解消を推進することを目的としています。ポイントは、三つあります。

第一のポイントは、第3条の基本理念の中に第3項として障害のある人の意思疎通支援の保障を規定し、第4条に市による意思疎通支援の実施を規定し、第5条第3項に市による意思疎通支援の実施の責務を規定したことです。

このことは、昨年条例作成のきっかけとした、障害のある人の意思疎通を支援するための条例を作るということで盛り込んだ規定です。

第二のポイントは、差別事案について市に相談し、助言・あっせんを求めることができる規定を第7条から第10条においたことです。

障害を理由とする差別の解消を進めていくためには、障害のある人の意見を丁寧に聞く必要がありますが、これらの規定は障害のある人の意見表明を保障するものです。

第三のポイントは、和歌山市障害者差別解消調整委員会を設置することです。

この委員会は、市が差別事案について助言・あっせんをする場合に、助言案・あっせん案の審議のほか、地域の関係機関・団体が集まり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項を審議し、地域全体で障害を理由とする差別解消の推進を図ることとしています。

次に、和歌山市手話言語条例についてです。

この条例のポイントは、手話を言語として認識し、手話に対する理解と手話の普及を図ることを目的として規定しています。

市の責務としては、第3条に、手話についての理解と普及に関する施策、市民の手話の獲得及び習得に関する施策を推進方針として策定して進めることとしています。

他市町村の手話言語条例では、手話通訳等のことについて規定していますが、本市の条例では、それらの内容は、障害者差別解消推進条例に規定しています。

次に条例の施行に伴う事業の実施状況について説明します。

まず、手話言語条例関係です。

手話に関する啓発として、職員対象の研修では、新規採用職員研修を5/10、5/17の2回にわたり実施しました。また、市民対象の講座としては、「手話を知ろう」というテーマで出前講座を開設しています。

これらの講座の講師として障害のある当事者等の外部講師を招聘できるように費用を予算化しています。

次に会議は、本日のこの会議があたります。

以上、手話に関する施策としては、条例で定める予定の「施策の推進方針」に基づき実施することとします。手話言語条例に基づく「施策の推進方針」の案は別紙にあります。手話に関する推進会議については、関係者の皆様方と相談していきたいと思います。

次に障害者差別解消推進条例関係ですが、

共通の施策としては、啓発として「障害の理解」というテーマで職員出前講座を開設しています。また、新規採用職員研修を5/10、5/17の2回にわたり実施しました。手話関係と同様にこれらの講座の講師として障害のある当事者等の外部講師を招聘できるように費用を予算化しています。

また、お手元にあります啓発用のパンフレットを作成し、全職員に配布するとともに、出前講座等の様々な機会に配布しています。

意見交換会は、この会議があたります。

次に、視覚障害を対象とした施策ですが、

庁内での点字の普及と点字文書作成を推進するための職員対象点訳研修を7/15に2回にわたり実施しました。

点訳と朗読のボランティア講座をそれぞれの奉仕員養成研修に変更し、また時間数を増加して拡充しました。

点訳奉仕員養成研修への職員派遣ですが、3人の職員が受講しています。

障害者支援課の窓口で配布しています「障害者(児)福祉のしおり」の音声版を現在準備しています。

和歌山市のホームページを今年2月からリニューアルし、音声読み上げソフト対応としました。

地デジラジオの給付対象者を拡充しました。

次に、聴覚障害対象の施策ですが、

手話のボランティア講座を手話奉仕員養成研修に内容を拡充して実施しています。

手話通訳者、要約筆記者の養成研修を和歌山県と共同で委託して実施しています。

聴覚障害者用屋内信号装置の給付対象者を拡充しました。

障害者支援課の窓口で磁気ループシステムを設置しました。

手話通訳、要約筆記について必要な場合に派遣できるように拡充します。

次に、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の拡充を行い、派遣事業の委託を継続しています。

次に、肢体不自由者対象には、携帯用会話補助装置等の普及を図っていきたいと考えています。

次に、知的障害・発達障害対象の施策では、現在コミュニケーションボードの作成準備を行っています。

また、今年4月2日の国際自閉症啓発デーの行事として和歌山城のブルーライトアップを中心として映画上映会の開催、啓発リーフレットの作成を行いました。

次に、精神障害対象の施策としては、啓発用パンフレット作成、市民対象の講座を継続して実施しています。

以上、条例施行に係る施策の実施状況について説明しました。

それでは、皆さんからのご意見をお願いします。

5. 意見交換

中村：今日配られた資料だけ郵送で送っていただきましたが、いったいどんな話をするのか資料だけでは分かりません。去年条例を作る時に我々は参加させていただいているのと、できた条例を資料でいただいているので内容は分かっているつもりです。今日は、市がやっていることの紹介を我々を集めて聞かせたい会なのか、市が考えている課題というものを聞き取りたいのか、市が持っている課題と我々が持っている課題をすりあわせたいのか、会の趣旨が分かれば参加する側として何を持ってきて何を言えたいのか分かると思います。市がやっている施策を説明したい、聞かせたいということであれば、書類を郵送だけでも通じると思います。この会議がどんな目的なのか明確にしてもらってから始めて頂きたいと思います。

坂下：この意見交換会の目的は、昨年から引き続きということで、条例を作る際に皆さんからご意見をいただきながら様々な施策を考えて作り、それにあたって実施状況を報告し、その上で内容の充実のために皆さんからご意見をいただきたいという趣旨で開催させていただきました。

昨年の意見交換会の中では様々な課題も聞かせていただき、意見を聞くということが施策を進めるにあたって基本的には大切と考えています。今回も会を開くことで、直接意見を聞きながら進めさせていただければと思います。

中村：例えば、幅広い分野で障害の方が集まっていると思うのですが、細かい課題について意見を聞きたいということであれば、幅広い分野の人が集まっていると一人一人の発言の時間が少なくなると思います。分野ごとに課題が違うということもあれば、共通する部分もあると思います。分野ごとに分けた方がより具体的に課題が把握できるのではないかと思います。

坂下：まず、昨年から引き続きで今回させていただき、先ほどの説明の中にあつたコミュニケーションボード等の内容につきましては、関係者の方に集まいただき意見を伺う機会も設けています。また、手話に関する推進会議も別に話し合いの場を持っていきたいと思っています。

畠中：施策の実施状況について、視覚障害者関係でいくつか質問したいと思います。

まず、今年の2月か3月に和歌山市のホームページが視覚障害者に対しても使いやすくなったとうことですね。市のメールマガジンにも載っており、すごく期待をもって見たのですが、どこが良くなったのか？という感じでした。和歌山市の障害者支援課の方で、どの部分が視覚障害者に対して見やすくなったのかは確認されたのでしょうか？

坂下：障害者支援課の方では直接確認はしていません。広報公聴課から、ホームページのリニューアルに伴い、インターネットの情報については容易にアクセスできるようになったと報告を受けて、報告させていただきました。

畠中：そういう情報を聞いたのでさっそく希望を持って見に行きました。まず非常にひどいと思ったのが、市報わかやまがPDFと電子ブックの2タイプで読めるようになっていました。以前、小松課長の時にお願いしたのですが「HTML形式で書いてもらわないと困る。」と話し、その時はHTML形式に変えていただきましたが、残念ながらPDFと電子ブック形式になってしまいました。電子ブック形式に関しては我々が使用している画面読みあげソフトでは対応できませんし、PDFの場合、テキスト化するツールがあり、テキスト化もできるのですがレイアウトがバラバラになります。例えば目次が最後にきたりとかいう現象が起こります。表も判読不明で意味が分からなくなります。

私自身、市の広報公聴課の人と何度かメールでやりとりして、プレーンテキストでダウンロードできる方法を作ってくださいと言い、6月号、7月号から試験的にしていただくことになりました。最近ラインなど、SNSのセキュリティに問題があって私は使っていないのですが、そういうリンクが記事の前にたくさんあって、音声で聞いているとわずらわしいので直して欲しいとお話し、現在作業をしてくれているところです。こういった情報を市の広報公聴課から聞いてはいませんか？

最初のメールに関しては、市の広報公聴課と障害者支援課の坂下課長宛てにメールしたと思います。4回ほどやりとりをして内容は変わってきているが、ホームページをリニューアルしたと言っても視覚障害者に対して使いやすくなっていないと認識していただきたいです。

市の職員を対象に点字講習会を行ったと聞き、課長にもお願いしていますが、1回だけの開催では点字がこういうものかと少しわかる程度で意味がありません。講師は、元盲学校の先生をされていた松下みわこさん、県下では指折りの実力者です。しかし講習会での話を聞くと「なかなか話が進まない。」という事を聞きました。2回、講習会を開いたと聞きましたが、1回目と2回目ではメンバーが変わって行われたのですよね？もっと継続的に行っていただきたい。そして、点字をしっかりとできる人を市の職員として採用していただきたい。手話の場合は通訳士を設置していますが、点字

のできる職員も確保していただきたい。

あと、障害者福祉のしおりがやっと音声になりました。以前は点訳もしてもらったが、分厚い本2冊になり読むのが大変でした。デジ版で結構ですので、他の書類、例えば市の受付に行って話をする時、紙の書類が全部音声なり、点訳したもので、果たして私が読んで納得して手続きをすることができるがどうかです。障害者福祉のしおりにしてやっと今頃かというところですよ。去年、国民健康保険の改定するとき、しおりがついていました。中身が分からない、どんな内容か見てみたいという要望があり、健康保険課の方に問い合わせて音訳か点字にするかお願いをしました。そして、去年の課長のときにやっと始めてもらえました。今日は新しい課長さんかお見えで、デジ版ですと言って今年の改訂版を自宅で受け取りました。紙の書類は市役所の中に想像がつかないくらいあると思います。それを私たちが不自由なく読んで理解できる状況というのはなかなか道が遠いと思います。一部書いていただいています、ごくごく最近のことだと思います。今後、視覚障害者が不自由なく点字や音声をもって、様々な手続きができるようにしていただきたいと思います。市の責務ですからよろしくをお願いします。

坂下：市のホームページについては会長から連絡をいただき、広報公聴課に連絡し、最初はやりとりもありましたが、途中経過を私が受けておりませんでしたので申し訳ありません。今後も、ホームページの改善を続けていきたいと思っています。

点字の研修会に関しては、第1回目ということで内容的には課題も多かったと認識しています。この研修については、庁内での点字文書を進めていくという目的で行いました。継続的にいき、内容についても課題を検討しながら、視覚障害者の方から点字文書の要望があれば準備できる体制作りを整えていきたいと考えています。

障害者福祉のしおりに関しては、対応が遅くなりまして申し訳ありません。今年着手させていただき、今後とも視覚障害者の方へ点字等の対応ができればと思っています。障害者支援課としては、庁内において法に定められた合理的配慮の提供について、各所属長に職員対応要領を作成をお願いしているところです。不断に必要なところは改めて対応していきます。

畠中：ただ、今日の資料を拝見するにあたり、手話に対する取り組みと点字に対する取り組み、随分格差があると思います。その辺もお考えいただきたいと思います。

坂下：はい、その他、ございませんでしょうか？

南方：3点あります。まず、障害者支援課に磁気ループを設置していただきありがとうございます。これで私たちも助かります。

研修ですが、市の職員に新規採用職員研修で5月に2回行っているということですが、

難聴者についての研修時、講義だけでなく実際に私たちを研修の中に参加させていただき体験談などを話すことで理解をしてもらうのが良いのではないかと。当事者を加えて、職員に実際の状態を知ってもらう事が大切だと思います。点字の研修の時に職員3名を研修に派遣させているということですね。障害者支援課において、要約筆記の講座にも2、3名参加させ、要約の資格を取って養成していただきたい。課に行っても、書いてくれない。書いてくれても要点をきちんと書くのが難しい。そういった面で養成講座に派遣していただきたいと思います。

耳マークについてですが、全庁内調べてもらったら置いていない所もあるとのことですが、置いてある所でも見える場所になかった。私は、「皆に分かるように置いて。」とそこの職員に伝えたのですが、ただ置いておくだけでは意味がないですよ。置く場所も分かりやすいように気をつけてほしい。

坂下：1点目の磁気ループについてですが、設置が遅くなって申し訳ありませんでした。今年度、予算がつきましたので早手配をさせていただきました。来ていただいた時にどのように設置すればよいかなどアドバイスをいただければと思います。

職員の研修について、予算としては外部の当事者の方を講師としてお招きする費用は予算化しています。障害の状態は様々ですので、効果的な研修、それに対して講師としてお招きするかなど、今後検討していきたいと思います。

手話、点字、奉仕員、また要約筆記者の講習については庁内で受講を希望される方について周知し、希望者がいたら受けいただきやすいような環境整備を進めていきたいと思います。

耳マークについては整備しなおしますので、会長の意見も尊重し、分かりやすいところに配置を改めます。

南方：研修への追加ですが、例えば要約筆記の講座に、県の職員が平日の水曜日に時間休や年休をとって参加しています。受講希望者があれば、そういう事も考慮して欲しいと思います。

楠本：会長の話に補足ですが、窓口に磁気ループ設置というのは大変喜ばしい事だと思います。しかし、難聴者の方でループを利用してコミュニケーションを図る方はごく一部だと思ってください。ループを設置したから、難聴者全員が聞こえを補えるかと言ったら決してそうではないという事を皆さまにお伝えしておきたいです。その為に、要約筆記、実際に書くということが必要になってきます。ただ文字を書くのではなく、専門性を考慮した上で、要約筆記者は活動しています。時々、難聴者の方から「実際に書いてくれるが、自分のメモをとるような小さい字で書かれ、何を書いているのかわからない。」と聞きます。これでは何の役にも立ちません。会長からもありましたが、職員の方にも研修に来てもらって、資格を取る取らないではなく、要約筆記とは

どういものかを実際勉強し、理解して欲しいと思います。

手話研修の方では外部講師の方を呼んで勉強しているようですが、要約筆記の方でも予算取りをしてくれているのであれば、前向きに実施できる方向で考えて欲しいです。

坂下：研修に関しては庁内職員に周知し、受講者には受けやすい環境を作っていきたい。例えば障害者支援課の職員であれば、職務に関連することでもありますので、十分に検討していきたいと思います。

要約筆記などの基本的な部分を知っているか知らないかでは、伝わり方が違うので、今後検討し研修を行っていきたいと思います。

北口：再度確認ですが、市の新規採用職員研修についてですが、まだ実施はされていないのですか？

坂下：5月に実施しました。

北口：その時には手話以外に障害者に対する研修もされたということですか？

坂下：この研修は二部構成で、手話に関する研修と、お手元に配布しているパンフレット“障害について理解しよう”を使って、障害及び障害のある人の事を正しく理解しましょうということで、私も含めて障害者支援課の職員が講師として研修を行いました。

北口：講師は支援課の方々と言う事ですね？

坂下：そうです。

北口：先ほど南方さんから話がありましたが、障害当事者を招き、生の声を聞いてほしいなと思います。今後の参考にとさせて頂きました。

坂下：ご意見を参考に、今後も十分検討したいと思います。

岩橋：この会議へ来て、市役所へ着いた時、市役所からいったん出た職員さんが、私が入ろうとしたら、わざわざ戻ってきてドアを開けてくれました。この条例が出たからなのか分からないですが、障害者に親切になってきているような感じがします。新任研修時だけでなく、他の職員さんの研修でもこのパンフレットを入れてくれているのだと思います。今後研修をお願いします。

一般向けの出前講座を発信したのが4月からで、今ちょうど7月の半ばなので2ヶ月

程経っていますが、どれぐらいの数があるのか。新しい法律なので、まだまだ全体的に条例が浸透していない気がします。今年の障害者週間の時に大々的にパンフレットを配布すればどうかと思います。そういう時には、市役所だけに啓発しろとは言いたくありませんし、事業所や当事者団体を巻き込んで啓発活動を行ったらどうですか？その時に、今のパンフレットは高価なので、街頭でまくタイプで、内容が少なく、いっぱい刷って配布できるようにしたらどうかと思います。

出前講座をもっと宣伝してほしい。民生委員さんの会や赤十字の会など障害者以外の団体に働きかけてはどうでしょうか。

坂下：市民向けの出前講座で、市のホームページにも載せていますが、実際4月以降で研修は2回実施し、確かに少ないと感じています。市報わかやま5月号で差別解消法について一部特集をさせていただきましたが、市民の方からの反応はまだまだだと感じます。今後、効果的な啓発について考えていきたいと思っています。

岩橋：啓発というのは役所だけの責任ではないと思いますので、私たち団体等にも声をかけていただければと思います。

坂下：ありがとうございます。また宜しくお願いします。

櫻井：今までいろいろなお話、経過に対して感謝申し上げます。これからも、このような場で集まることは大事だと思うのですが、先ほどお話があったように、市役所だけでなく私達も一緒に頑張っていきたいと思っています。今後、和歌山市民の皆さまに対してどう啓発するのが課題だと思いますが、条例が始まってから、学校等に対してどのような取り組みをしたのかを教えてくださいたいと思います。

坂下：手話に関する研修については、新規採用職員対象に当事者の方と手話通訳の方で研修を行い、学校については、教育パワーアップ講座という学校の生徒対象の講座もあります。そこにも手話と、障害についての正しい理解という内容を掲載しています。学校から依頼があれば、講師を派遣して研修を開催したいと考えています。

櫻井：依頼があればではなくて、基本的に条例に基づいて、学校側から積極的に何か計画されているのかどうか確認したいです。

三宅：この件に関して学校からの要望は聞いていないのですが、学校が特別支援学校と交流したり、居住地交流であったり、学校間の交流などしている所もあります。国語の教科書にもそういう教材がありますので、学校側でも発展的な学習に取り組んでいると思います。今後、出前授業などがあることを学校側にも伝え、そういった取り組みを

希望される学校には実施していただきたいと思います。

櫻井：今、説明いただいた中で、条例ができる前からそういったことはされていたかと思うのですが、条例ができてから学校としては何ができるのかを考えて欲しいと思います。個人的な話になるのですが、私には娘がおり、下の子は耳が聞こえるのですが、夫婦で手話で会話していると、近くにいた同じ歳ぐらいの子どもさんが「あそこに変な人がいる。」と言ったそうで、それを聞いた娘が腹を立てたことがありました。同じぐらいのお子さんで、そういうことを知らないという状況である学校の教育、環境を変えなければ。いろんな障害の人がいることをきっちり理解して教えていくことが大切だと思います。親としてはその場では何も言わなかったですけども、子どもは悔しかったと思います。一つの例ですけども。今までやってきた内容を中心にするのではなくて、条例ができて何が変わったのかという部分をぜひ考えていただきたい。手話だけではなく、障害の内容をきっちり理解してもらうことも大切だと思います。

武田：私はあいあいセンターや社会福祉協議会へ行った時に、福祉実践教室として学校の現場へ要約筆記者を連れて難聴者が啓発といいますか、要約筆記もして欲しいし、難聴者の立場もわかって欲しいので、学校へ行きたいと何度も足を運びました。そのたびに、1年間の行事で予定が詰まっているので組み込めないと言われました。全国で福祉実践教室として難聴者が自分の体験を子どもたちに話しに行くことはどこでもやっていますが、和歌山ではできていません。警察学校へも行きたいと思って聞いてみましたが、結局西署や北署などへ行っても曖昧な返事だけで何も進んでいません。手話はあちこちの学校へ行っていますよね。現場へ要約筆記者を連れて行きたいというのが私たちの願いです。考えてもらえますか？

坂下：先ほどの手話に関する件については、推進会議の中で検討するというので、具体的にどういった形で学校にアプローチしていけばいいのか皆さんにご意見いただきながら考えていきたいと思っています。

要約筆記のことについても、今後の検討課題ということで、先ほども言いましたが、点訳と手話の研修をさせていただいたのですが、要約筆記の研修をどのような形で進めていけばよいか皆さんと話し合っただけで考えていきたいと思っています。

南方：櫻井さんからの意見に関する事で、学校教育について、この差別解消法の施行をきっかけに、道徳教育等の教材、副教材として障害者に対する教材を作って指導していったらいいのではないかと思います。インクルーシブ教育というのがあります。障害者が普通の学校に行って学習する、そういうことを薦めるという運動もありますよね。そういった意味でも、道徳の時間あるいは担任の授業の時間に教材として取り上げ、学校の活動として行っていくべきだと思います。

三宅：道徳の教材の中にも、また学校側が道徳の時間だけではなくて、障害を持たれている方に来ていただいてお話を聞く、体験活動をすることもあります。道徳教育や人権教育が関わってくるなかで、学校の実践報告なども聞いています。それをどういった授業展開の仕方や、学習の工夫をしているかを発表していただき、各学校の実践につきあげていくか、というのは去年からしていますが、今後とも続けてまいりたいと思います。

坂下：ありがとうございます。その他、ご意見ございますか？

畠中：今回の条例を作ったことで、当然いろいろな予算措置を取っていただいたことと思います。参考までに、今回の条例ができたことによって新たにどの分野にどの程度の予算をつけていただいたのか教えていただきたいです。

坂下：拡充と記載させていただいている事業については、予算の措置も含めてさせていただいているのですが、今回それぞれの詳しい数字の載った資料を用意していないので、説明できないのですが、例えば手話奉仕員の養成研修については今までは1回の研修だったのが今回2コースとしてさせていただいています。それで予算が倍になっているのがあります。

畠中：私どものためにいろいろ施策を講じていただいている、条例に基づいての施策ですから、当然それに伴う予算があるわけですよ。恩恵を受ける者としても、どのくらいの経費がかかっているのか分かっているほうがありがたいと思いますので、できれば事業の内容についての予算が詳しく分かれば、と思いました。

坂下：資料をまとめて提示させていただきます。その他、ご意見ございますか？

北川：二つの条例に取り組む中で、市だけでなく県との関わりが必要になってくると思います。警察本部へ話しを聞きに土協会として行ったことがありますが、まだまだ二つの条例に対して普及されていないと感じました。父母の会の方が言われていたとおり、全てを行政に任せるのはどうかと思いますし、当事者としてもっと働きかけていかないといけないと十分分かっている上で、県や警察に対して、市としてこういう条例ができたということ呼びかけたり、話はされているのでしょうか？

坂下：今回条例を施行し、先ほど差別解消推進条例の中に調整委員会を設置するということで、8月1日に第1回目の会議を行う予定になっていて、委員の委嘱の準備を進めています。皆さんの中にご参加いただく方もいらっしゃると思います。その中で広報のあり方について検討課題になっていくと思っています。警察の方に委員になっていた

だくことはできなかつたのですが、国の関係、交通関係、法務局の方なども入っていますので、その中で検討していきたいと思います。

藤原：先ほど、学校関係でいろいろな意見がありました。私たちは発達障害に関しても、職員や市民の方に障害の特性を理解していただくことは重要なテーマになっています。学校の先生方とのやり取りの中で、はたして学校の先生自身が本当に理解してくれているのか？と日ごろ疑問に思う場面があります。学校は教育のプロの集団なので、おこがましい話ですが、子ども達が小学校、中学校と上がるにつれて、先生によって、子どもが自由に実力を発揮できる場合とそうでない場合があります。日頃、教育委員会の人にはお世話になっており感謝申し上げたいのですが、先ほど、「学校から要望があれば」という部分において、要望がある学校は良い学校で、校長先生初め先生方も理解が深いという認識があります。要望がない学校に限っていくつか困った事例があって、親が孤独になって悩んでしまう。私たちが悩みを分かち合ったり教育委員会の先生に相談したりする事があります。条例が施行された事をきっかけに、障害者支援課だけでなく学校関係側も一緒になって、発達障害とは何かを理解していただく機会を作って欲しい。子ども達が成長する伸びしろを早い段階で活かしてやりたいという思いがあるのと、先ほど、当事者を研修に行かせて、という話もありましたが、発達障害に関しても学校の現場の先生方あるいは、管理職の方々と共に研修を行って欲しい。年に何回か研修はされていると思いますが、当事者が話をするといっても発達障害があるのでなかなか難しいかもしれないが、保護者や関係者を交えて研修する機会を設けていただきたい。保護者の立場としての意見、学校関係者としての意見を戦わせることによって、より理解が深まると思います。そうすることで一般の学校に通っている健常の子ども達にも障害が理解されるのではないかと考えます。

以前からお願いしていますが、教育現場の研修の場面で当事者に近い人間を入れて、その中でコミュニケーションをとっていただきたい。新たな発見があるのではないかと思います。

島田：昨年度133名、件数が1034だったか、県内の聴覚障害のある子どもの数で、本校の職員が、県内地域をまわり相談した人数と件数です。自分達はろう学校という事もあり、聴覚障害の子ども達に対してよりよい地域、教育環境であるよう支援を行っていますが、聴覚障害は理解が難しいようです。聞こえにくいというのが分かりにくい状況。聞こえにくいというだけでそこから進まない。専門機関で相談を受けるところで、対象児がいれば相談に行きますよという取り組みで少しずつ広まっている状況です。

そういう中で、私は条例ができた事を楽しみにしていました。ろう学校に手話が普及されれば良いし、聴覚障害の子ども達への理解、啓発が進めば、差別解消にかかる条例について、他の障害についても理解、啓発が進んでいくことをすごく楽しみにして

います。

一つお聞きしたいのが、市報わかやまにこの条例について載りましたが、市役所の職員全員に条例が周知されているのか、中身を理解しているのかということと、和歌山市の小中学校の先生方は全員知っているのでしょうか？それと、希望があればということではなく、条例ができたのだから、和歌山市民の義務として、未来を担う子ども達を育てる視点を持って、子どもの学習につなげていく姿勢は大事なのではないかと思います。希望がなかったらやらないという事ですよ？希望がなくても、これは必要だからやるという姿勢を持って欲しいですし、市の職員も職務として支援する方法を身につけておかないといけない姿勢が必要なのではないかと思います。学校長として、校内のコミュニケーション方法について共通の手段が手話になっていますが、それは自己研修にもなっているのですが、せめて手話を使えるよう研修して欲しい。受け身でなく積極的に取り組んでいただきたいと思います。

坂下：藤原会長のお話からですが、発達障害の方に関しては今年、発達障害者支援法が改正され取り組みの強化が求められています。児童福祉法も改正され、内容は障害児の支援計画を市町村が作成するという事になっています。これまでの取り組みの弱かった部分を国として強めていこうという考えです。市の方も条例を作っていますので、発達障害者支援法、児童福祉法の取り組みの中で皆様のご意見を聞きながら、福祉サービスだけでなく教育関係者の方との連携も重要になってきますのでよろしくお願い致します。

条例の周知については、パンフレットを市の職員約3000人に配布しました。内容がどこまで認識されているかは今後の取り組みの課題です。

岩橋：皆さんがなぜ“学校、学校”と言うかということ、やはり啓発というのは子どもの時に分かってもらえたら大人になっても理解してくれます。だから子どもの時にこういう気持ちを持たせて欲しいという思いを僕らは当事者団体として持っています。学校がやってくれないというのではなくて、私達の希望が、子どもの時に啓発をお願いしたいのです。

良い事例があります。父母の会で運営している小倉園という施設の隣に小倉小学校があり、6年生の授業の中に小倉園へ来て障害の子達とふれあう授業があります。小倉にも大きな小倉祭りというのがあり、小学生と施設の子達が一緒に物を売ったりする。かなり前からやっているのです、その子達が卒業して社会人になってその後も小倉園に来てくれるのです。すごくふれあいがあって、その子たちは障害者に対する偏見というのはないと思っています。だから、子どもへの啓発が大事になってくると思います。一つ提案ですが、このパンフレットを子供用に見てみるはどうか。教育委員会やPTAの会長さんなどを巻き込んだら、少なくともその人たちはパンフレットの内容を理解してくれると思います。街頭などでも配布しませんか？1年2年かかっても構わない

のでチャレンジして、子供用を作ってみませんか？よろしくお願いします。

坂下：啓発の方法については十分検討させていただいて、もちろん現状で十分できているとは思っていませんので、皆さまのご意見を聞きながら進めていきたいと思えます。

三宅：貴重なご意見ありがとうございました。各学校には、地域の中で交流できる学校も数多くあるようですが、残念ながらない学校もある。ところが各学校には道徳の年間指導計画、人権の年間指導計画があって、授業だけではなく交流や体験活動で障害に向き合う中で、自分達はいったい何をして、感じ、考え、行動していけるのかという学びを各学校では意図的計画的に指導の中で子ども達が学べるようにしていると思えます。例えば4年生で、私も以前小学校に勤めていた時は、コスモス園部分校と交流する。4年生になれば必ず交流することで、お互い学びあうという学習がありました。そういう交流が無理な学校であっても、道徳の時間の中に体験活動などを取り組む中で理解、啓発していく場が各学校取り組んでいると思えます。

先ほど研修についてもありましたが、特別支援学級、新しくなられた先生もあれば、何年間もされている先生もありますが、必ず研修というのがあります。最近、新しい若い先生が増えています。初任者研修する中では必ず特別支援教育、道徳教育、人権教育、その他いろんな講師先生を呼んでいただき研修に取り組み、専門性を高め、子ども達の為に活かせるような研修の場を積み上げているのですが、今日は聞かせていただいたことも検討していきながら充実に努めていきたいと思えます。

西山：今の話を聞かせていただいて、学校とか学校教育とか、活動の中で子ども達に障害者に対する壁を取り除く方法を求められているという感じだったのですが、私達和歌山グループ声にはジュニアのグループがあり、そのジュニア達は朝日小学生新聞や子ども市報などを小学生が読んでいます。朝日小学生新聞については、近畿各地の盲学校や施設に送らせてもらっています。その活動は、学校の行事やカリキュラム外で、子ども市報にこういうボランティアしませんかという求人を書いたら、それを見た保護者の方、子ども達が自発的にやりたいと応募してくれました。子ども達が視覚障害者の方へのボランティアって、読むっていう事でのボランティアは大変なんだなって感じながら体験しています。学校以外でもいろんな方法で、子どもたちが学ぶことはできるのではないかと思えます。

例えばグループ声に所属している視覚障害者の寺本さんは、月に1度必ず金屋の方に行かれて、小学生に点字を教えていらっしゃるそうです。夏にはサマーボランティアというのを開いて特別に講座を開いているそうです。何がきっかけでされているのかはわかりませんが、個人の考えで始まったようです。いろんな形で子ども達に広めていく方法はあるかと思えます。

グループ声本体の活動としては、市報わかやまを30何年ずっと録音を続けているの

ですが、聞いている方が少ないので、たくさんの人に聞いていただけるよう広めていただきますようお願いいたします。

坂下：ありがとうございます。時間が過ぎていきますので最後になりますが、ご意見はありますか？

畠中：今日は盲学校、ろう学校、特別支援学校の方が来られているのでお聞きしたいのですが、聴覚障害者や視覚障害者、その他の障害に対してそれぞれの学校でどのような啓発活動されているのか、一言ずつお聞きしたいと思います。と言いますのは、私は視覚障害なので盲学校出身なので、盲学校の先生方とお話することもあります。盲学校というのは県内の視覚障害者の文化の発祥地であってほしい、点字の発祥地であってほしい訳です。他の障害者の方もそうだと思います。今日は市との話し合いということですが、各学校の方にお聞きしたいと思います。

太田：子ども達の教育力をどうあげていくかが私達の仕事ですよね。もう一つは、特別支援学校に言われているのは地域のセンター的な機能を果たしなさいというのが命題です。盲ろう含めて県内12校ありますが、それぞれ12校がセンター的な活動をさせていただいています。例えば、教育相談。現場の先生方が今受け持っている子どもさんを介していろんな支援をいただきたい。

もう一つは地域の小学校や中学校や高等学校、幼稚園、保育園含めて、その先生方への啓発、当然研修も進めています。私達も夏休みに研修もしています。各学校では独自の啓発活動をさせていただいていますし、障害者差別解消法はある意味、私達は第二のステージと思っています。19年に法改正になりましたが、今年度、法改正をする中で特別支援学校が中心になって、私どもの学校を活用していただいで地域で学ぶ子どもさんを指導していきたいと考えます。

坂口：盲学校自体、児童生徒減ということで頑張らないといけないと思っています。この4月から各市町村や障害者支援課等まわらせていただいで、盲学校のことをもっと知ってもらうことが第一だと思っています。大人の方がいるっていうのもあまり知らない、そういう状況を知ってもらう事も大事なので、生徒と一緒にまわってきました。いろいろな話を聞いた上で学校にも活かしていきたいと思っています。

子ども達に障害のことを知ってもらう取り組みも大事だと思っています。先生方に知ってもらうのも初めて、学校から要請があれば行かせていただき講義をしたり、また4月5月には警察学校のほうから視覚障害者の内容について毎年研修もしています。アイマスクをしての研修や歩行練習なども体験しています。どんどん盲学校に出向いてもらい視覚障害のことをもっと知ってもらいたいと思っています。

学校内での案ですが、来年はオープンスクールのような形で子ども達を集めて盲学校

を体験する、という思いも持っています。当事者の方にもご協力いただくことになるかと思いますがよろしく願います。

島田：ろう学校は県内に1つで、和歌山市にあり、南までカバーするには厳しい状況にあります。県でろう学校をセンターとする4校連携会議を立ち上げ、南はみくまの支援学校、中頃ははまゆう支援学校、東はきのかわ支援学校、本校。4校が連携して地域にいる聴覚に障害のある子ども達を支援するという形で長い間続けています。その会で盲学校も含めて、一昨年度、県内にいる視覚及び聴覚に障害のある子ども達が一般の学校に何人ぐらいいるのか実態調査をしていただきました。昨年度はその調査を元に学校の先生方に対する理解、啓発を進めるために、パンフレット13000部を作り配布しました。それを元に理解、啓発が進むと思っています。相談件数はまだはっきり数字として出てこないのですが、地域支援に行った職員が言うには配布されたパンフレット見てくれているようで、内容に関して質問もあるとの事で啓発が進みつつあるのではないかと思います。

坂下：ありがとうございました。まだまだご意見あるかと思いますが、個々でも構いませんので障害者支援課にご意見いただけたらと思います。意見交換会を開くのは、やはり生の声を聞かせてもらうことで施策を進めていくにあたって大切な事だと思っています。直接ご意見を聞かせてもらうということが、予算要求するときの裏づけにもなりますのでよろしく願います。昨年度は意見交換会させていただきましたが、まだまだ個別の課題があるかと思うので、話し合いの場を設定させていただきたいと思っています。最後に報告があります。

楠見：ヘルプマークについて紹介させていただきます。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や介助を必要としていることが外見からわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるのがヘルプマークです。赤地に白いハートマーク及びプラスのマークがついており、ストラップで鞆などにつけられるようになっています。日常生活や災害時において様々な援助を得やすくなるよう、和歌山県下ではマークの普及に取り組んでいます。市役所の障害者支援課、保健所の保健対策課でも配布しております。申請に関しては代理の方でも構いませんので必要な方はご活用いただければと思います。

5. 閉会